

使 用 前 確 認 証

原規規発第 2112212 号

関西電力株式会社

執行役社長 森本 孝 殿

2021年1月15日付け関原発第544号（2021年7月8日付け関原発第238号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第3項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第21条の規定に基づき、確認証を交付します。

令和3年12月21日

原子力規制委員会